

❶  
一般の結核医療に対する医療費公費負担制度（37条の2）

対象者

- ・結核指定医療機関で、主に通院による治療を受けており、他の人に感染させる恐れのない方。
- ・結核以外の病気を治療するために入院中で、結核の治療を受けている方。

★ 対象となる医療費（結核の治療に関するもの。）

- ・化学療法（薬による治療）・外科的療法（手術など）・骨関節結核の装具療法・エックス線・CT検査、結核菌検査、副作用発見のための検査（血液検査・眼科検査・耳鼻科検査）等に要した費用。
- ・外科的療法・骨関節結核の装具療法のため、入院する場合の費用の一部とその処置費。

（注）初診料・再診料、指導料、診断書料・協力料は公費負担の対象となりません。

★ 申請に必要な書類（医療機関から直接保健所へ提出されます）

- 1 結核医療費公費負担申請書・診断書
- 2 エックス線直接撮影写真（申請前3ヶ月以内に撮影したもの）

★ 自己負担額

対象となる医療費のうち、95%は患者加入の保険と公費により負担され、残り5パーセントが自己負担になります。



「患者票」を医療機関・結核の薬を受け取る薬局に提示してください。

医療費公費負担は「公費負担申請書」の保健所受理日が開始日となります。

お問い合わせ・御相談は・・・

